

令和元年度独立行政法人北方領土問題対策協会調達等合理化計画自己評価

事 項	自 己 評 価
1. 調達の現状と要因の分析	<p>(1) 令和元年度の契約状況            契約件数は21件、契約金額は315,464千円(単価契約含む)となりました。このうち競争性のある契約は17件(81%)、179,566千円(56.9%)、競争性のない契約は4件(19%)、135,898千円(43.1%)となり、前年度と比較して競争性のない契約は1件増えました。            なお、競争性のない契約は、平成30年度中に一般競争入札(総合評価落札方式)により複数年契約を締結し、2年目となる「令和元年度における独立行政法人通則法第39条による財務諸表等の監査契約」、また、「四島交流等事業に使用する船舶の調達並びに傭船及び運航委託に関する協定書」に基づく「北方四島交流等事業使用船舶『えとぴりか』の傭船・運航」における「令和元年度四島交流等事業に使用する船舶に係る傭船及び運航委託契約」、航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問(いわゆる航空機による特別墓参)の実施に当たって、訪問地の国後、択捉の空港を使用できる唯一の航空会社との契約となった「航空旅客貸切契約」及び施工業者が、ビルの指定業者である「レイアウト変更に係る喫煙所撤去及び原状回復並びに電気配線業務」となっています。</p> <p>(2) 一者応札・応募の状況            「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間の長期確保や仕様書の改善などを図った結果として、契約件数17件のうち一者応札・応募はありませんでした。今後も、1者応札とならないような取組を行い、真に競争性が確保されるよう努めます。</p>
2. 重点的に取り組む分野	<p>啓発施設に関する調達については、遠隔地での調達であることなどを踏まえ、地元関係機関等の理解と協力を得て、公告時期、説明会及び開札場所等の検討を行い、コストの節減、参入に努めることにしました。なお、令和元年度においては、北方四島交流等事業送迎者待機所等設置工事を根室市に事務委託をし、実施しました。            引き続き、コストの節減、参入に努めてまいります。            「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間の長期確保や仕様書の改善などを図った結果として、契約件数17件のうち一者応札・応募はありませんでした。今後も、1者応札とならないような取組を進めてまいります。</p>

<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底</p>	<p>(1) 随意契約に関する内部統制の確立          政府等から発せられた独立行政法人に対する随意契約等に関する通達及び調達等合理化計画、契約監視委員会の点検・見直し結果を踏まえ、競争性のある調達手続の実施に努めました。令和元年度は、平成30年度中に一般競争入札（総合評価落札方式）により複数年契約を締結し、2年目となる「令和元年度における独立行政法人通則法第39条による財務諸表等の監査契約」、「四島交流等事業に使用する船舶の調達並びに傭船及び運航委託に関する協定書」に基づく「北方四島交流等事業使用船舶『えとぴりか』の傭船・運航」における「令和元年度四島交流等事業に使用する船舶に係る傭船及び運航委託契約」、航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（いわゆる航空機による特別墓参）の実施に当たって、特殊な地域に特別な枠組みでの訪問であることから、訪問地の国後、択捉の空港を使用できる唯一の航空会社との契約となった「航空旅客貸切契約」及び「レイアウト変更に係る喫煙所撤去及び原状回復並びに電気配線業務」の4件となっています。</p> <p>(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組          不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に引き続き取り組みました。          契約事務の審査機関として、随意契約審査委員会、総合評価審査委員会、外部有識者等で構成される契約監視委員会などの審査組織を活用するなど、会計事務の審査体制の整備等が適切に実施されるよう体制の整備を行っています。          また、協会にて契約及び支払を行う際には、受託事業者を監督・審査する各事業担当と支出を行う会計担当が事務処理の各段階において相互にチェックを行い、会計事務が適正に執行される審査体制をとっています。          これらに基づき、内部決裁により十分審査するとともに、監事からは、定期的に監査を受けるなど継続的な検証を行い、その結果を、理事長に報告するなど、審査体制の実効性が確保されるよう努めています。          なお、監事監査では、入札や契約行為が規程に従い適正に実施されているかどうか、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聴取などを実施しております。また、会計監査人からは財務諸表監査の枠内においてチェックを受けています。</p>						
<p>4. 自己評価の実施</p>	<p>上記の通り、調達状況を分析するとともに、重点的に取り組む分野及び調達に関するガバナンスの徹底について取り組み、公平性・透明性の確保に努めております。</p>						
<p>5. 推進体制</p>	<p>(1) 推進体制          本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長を責任者とし、調達等合理化の検討を行うとともに、役職員による事務局（事務所）連絡会議等の場においても、調達等の合理化に取り組みました。なお、推進体制は以下のとおりとなっています。  <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">総括責任者</td> <td>理事長</td> </tr> <tr> <td>副総括責任者</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>メンバー</td> <td>札幌事務所長、総務課長、各グループ上席専門官</td> </tr> </table> </p> <p>(2) 契約監視委員会の活用          監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び点検を行うとともに、当該年度の契約案件の事後点検等を行い、その審議概要を公表しました。</p>	総括責任者	理事長	副総括責任者	事務局長	メンバー	札幌事務所長、総務課長、各グループ上席専門官
総括責任者	理事長						
副総括責任者	事務局長						
メンバー	札幌事務所長、総務課長、各グループ上席専門官						